

令和5年9月3日執行妹背牛町議会議員選挙

選挙公費負担制度のしおり

選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター

妹背牛町選挙管理委員会

目 次

項 目	ページ
選挙公営制度とは	1
1 選挙運動用自動車の使用	2 ～ 3
2 選挙運動用自動車燃料の供給	4 ～ 5
3 選挙運動用自動車運転手の雇用	6
4 選挙運動用ビラの作成	7 ～ 8
5 選挙運動用ポスターの作成	9 ～ 10
6 公営制度のQ&A	11
7 選挙公営制度適用の手続き・公費負担額等	12 ～ 13
8 各種様式記入例	別紙

選挙公営制度とは

この制度は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）及び妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年条例第 9 号）の規定により、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙の公費負担を町村にも同様に拡大し、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として設けられました。

公営制度の概要

1 議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大

議会議員選挙及び町長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営が対象。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成
- ③ 選挙運動用ポスターの作成

選挙公営制度の基本的な考え方

1. 有償契約を締結すること

公営制度の適用を受けるためには、それぞれの業者等との間で有償契約を締結する必要があります。

2. 供託物が没収される候補者ではないこと

得票数が公職選挙法第 93 条第 1 項各号に定める得票数（供託物没収点）に達せず、供託物を没収された公職の候補者等は、選挙公営制度の適用はされません。

ただし、候補者用通常葉書の郵送については、除かれます。

■供託物没収点

- ・町議会議員選挙の場合

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$$

3. 公費負担には限度額があること

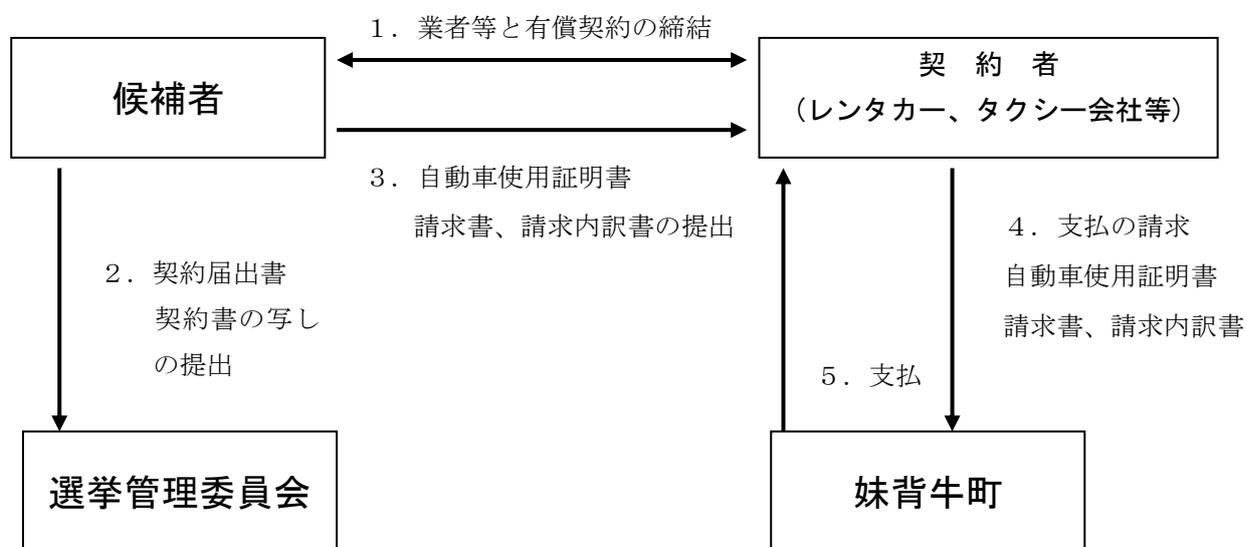
費用の全てを公費負担で賄われるものではありません。

1 選挙運動用自動車の使用

項 目	内 容								
契約の締結 (自動車の使用のすべてを含む)	<p>① 一般運送契約による場合 自動車、燃料、運転手込みで自動車を借り受ける場合 (ハイヤー方式) で、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約で、この事業の免許を受けた業者をいいます。</p> <p>② 一般運送契約以外の契約による場合 自動車のみ借り入れ (レンタカー方式) 契約業者をいいます。 上記①②の方法によりそれぞれ「選挙運動用自動車使用契約書」(様式任意) を締結していただきます。※別紙の参考様式 ※自動車のみ場合は、運転手の雇用、燃料の供給は別に契約を締結していただきます。</p>								
契約届出書等の提出	<p>契約の締結をしたときは、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(別記第1号) に「選挙運動用自動車使用契約書」(様式任意) の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。</p> <p>立候補届出前に契約を締結した場合も、立候補届出後、直ちに届け出てください。</p> <p>又、契約に変更が生じた場合も同様です。</p> <p>※ 届出期間：8月29日から9月2日まで</p>								
契約者への書類提出	<p>契約の届出書を提出した候補者は、契約者に対して「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(別記第10号(その1))に「請求書(別記第13号)」及び「請求内訳書(別紙) その1又は(別紙)その2」を添えて提出してください。</p> <p>※届出期間：選挙終了後、直ちに</p>								
公費負担の限度額 (消費税を含む)	<p>① 一般運送契約の場合 (ハイヤー方式) 妹背牛町議会議員選挙</p> <table data-bbox="558 1433 1244 1534"> <tr> <td>1日限度額</td> <td>64,500円</td> </tr> <tr> <td>5日限度額</td> <td>322,500円</td> </tr> </table> <p>② 一般運送契約以外の契約による場合 妹背牛町議会議員選挙</p> <table data-bbox="558 1635 1244 1736"> <tr> <td>1日限度額</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td>5日限度額</td> <td>80,500円</td> </tr> </table> <p>※<u>限度額の範囲内で実費相当額を交付する制度であり、定額交付する制度ではありません。</u></p> <p>例) 一般運送契約の場合、1日分の契約額が70,000円の場合は、5,500円は実費負担となり、契約額が50,000円の場合、50,000円しか交付されません。</p>	1日限度額	64,500円	5日限度額	322,500円	1日限度額	16,100円	5日限度額	80,500円
1日限度額	64,500円								
5日限度額	322,500円								
1日限度額	16,100円								
5日限度額	80,500円								

項 目	内 容
支 払 の 方 法	<p>契約者（業者等）は選挙終了後、次に掲げる必要書類を添えて選挙管理委員会に提出してください。</p> <p>町が契約業者に対して、直接指定口座に支払います。</p> <p>① 一般運送契約の場合（ハイヤー方式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書（別記第13号） ○ 請求内訳書（別紙）その1 ○ 選挙運動用自動車使用証明書（別記10号（その1）） <p>② 一般運送契約以外の契約による場合（レンタル方式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書（別記第13号） ○ 請求内訳書（別紙）その2 ○ 選挙運動用自動車使用証明書（別記10号（その1）） <p>※請求期間 <u>9月4日から9月18日まで</u></p>

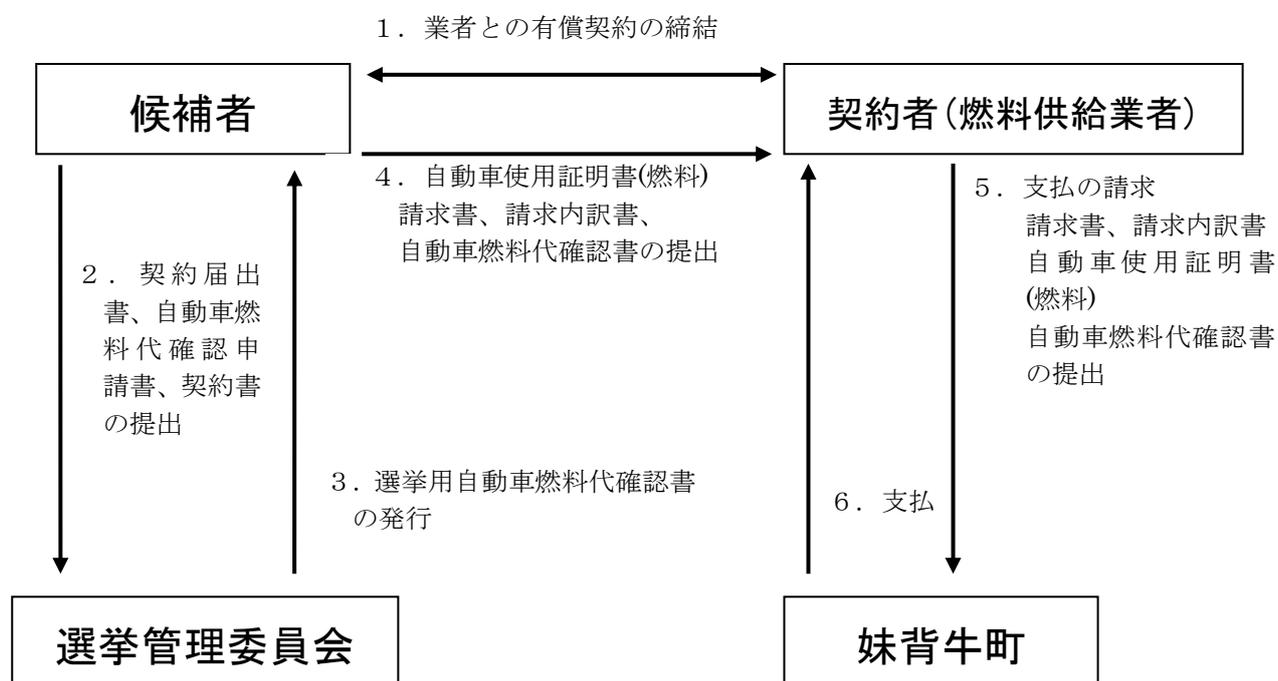
選挙運動用自動車使用のフロー



2 選挙運動用自動車燃料の供給

項 目	内 容
契 約 の 締 結	選挙運動用自動車燃料供給業者との契約は、一般運送契約以外(レンタカー方式)の契約ですので、各個別の契約となります。
契約届出書等の提出	<p>契約の締結をしたときは、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(別記第1号)に「選挙運動用自動車燃料供給契約書」(様式任意)の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。</p> <p>立候補届出前に契約を締結した場合も、立候補届出後、直ちに届け出てください。又、契約に変更が生じた場合も同様です。</p> <p>燃料供給業者より給油を行った後に「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」(別記第4号)を選挙管理委員会へ提出願います。</p> <p>提出後、「選挙運動用自動車燃料代確認書」(別記第7号)を発行します。</p> <p>※ 届出期間 8月29日から9月2日まで</p>
契約者への書類提出	<p>契約の届出書を提出した候補者は、契約者(燃料供給業者)に対して「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(別記第10号(その2))に「請求書(別記第13号)」及び「請求内訳書」(別紙)その3、選挙運動用自動車燃料代確認書(別記第7号)を添えて提出してください。</p> <p>※届出期間:選挙終了後、直ちに提出してください。</p>
公 費 負 担 の 額	<p>妹背牛町議会議員選挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日 7,700円 ・ 5日限度額 38,500円 <p>○立候補届出をした日から選挙の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額が負担されます。選挙運動用自動車に給油した燃料代に限ります。</p> <p>※7,700円は1日当たりの上限ではありません。</p> <p>※選挙期間5日間で、18,000円、18,000円、0円、0円、4,000円分を給油。40,000円のうち、38,500円は公費負担の対象となります。</p> <p>→最初の2日間は7,700円を超えているが公費負担の対象となります。</p>
支 払 い の 方 法	<p>契約者(燃料供給業者)は、選挙終了後、次に掲げる必要書類を添えて選挙管理委員会に提出してください。</p> <p>町が契約者に対して、直接指定口座に支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書(別記第13号) ○ 請求内訳書(別紙)その3 ○ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(別記第10号(その2)) ○ 選挙運動用自動車燃料代確認書(別記第7号) ○ 給油伝票の写し(①給油日、②給油量、③車両登録番号、④給油金額が記載されたもの) <p>※請求期間 9月4日から9月18日まで</p>

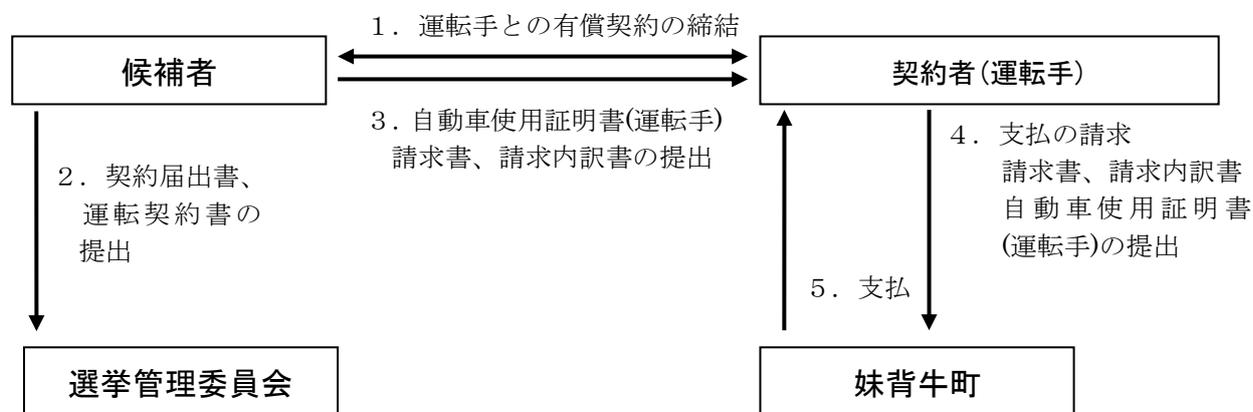
選挙運動用自動車燃料供給のフロー



3 選挙運動用自動車運転手の雇用

項 目	内 容
契 約 の 締 結	選挙運動用自動車運転手との契約は、一般運送契約以外の契約ですので、各個別の契約となります。 <u>※法人ではなく。運転手個人との契約になります。</u>
契約届出書等の提出	契約の締結をしたときは、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（別記第1号）と「選挙運動用自動車運転手契約書」（様式任意）の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。 立候補届出前に契約を締結した場合も、立候補届出後、直ちに届け出てください。又、契約に変更が生じた場合も同様です。 ※ 届出期間 8月29日から9月2日まで
契約者への書類提出	契約の届出書を提出した候補者は、契約者（運転手）に対して「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」（別記第10号その3）に「請求書」（別記第13号）及び「請求内訳書」（別紙）その4）を添えて提出してください。※届出期間：選挙終了後、直ちに提出してください。
公 費 負 担 の 額	妹背牛町長選挙 ・ 1日限度額 12,500円 ・ 5日限度額 62,500円
支 払 い の 方 法	契約者（運転手）は、選挙終了後、次に掲げる必要書類を添えて選挙管理委員会に提出してください。 町が契約者に対して、直接指定口座に支払います。 ○ 請求書（別記第13号） ○ 請求内訳書（別紙）その4 ○ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（別記10号（その3）） ※ 請求期間 9月4日から9月18日まで

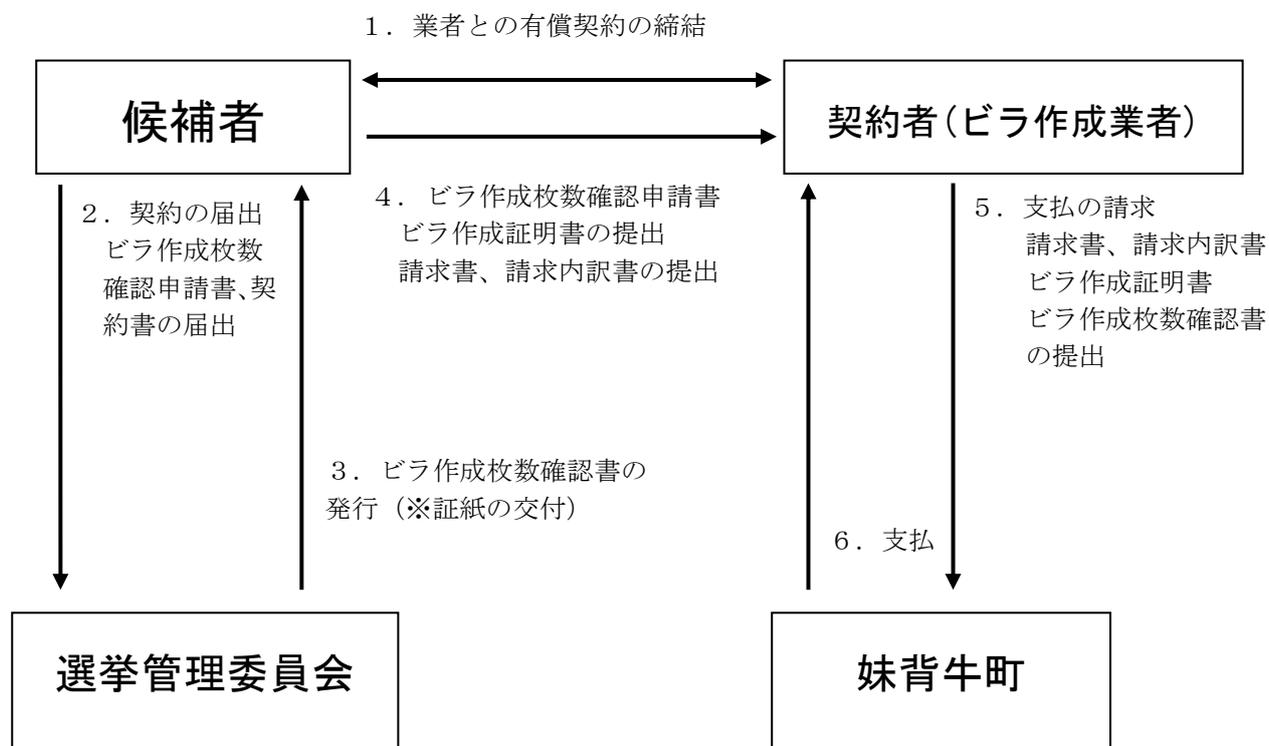
選挙運動用自動車運転手のフロー



4 選挙運動用ビラの作成

項 目	内 容
ビラの届出	「選挙運動用ビラ届出書」(様式第120号の2)に見本を添えて届け出てください。
契約の締結	選挙運動用ビラ作成業者とビラ作成の契約を締結していただきます。
契約届出書等の提出	<p>契約の締結をしたときは、「選挙運動用ビラの作成契約届出書」(別記2号)と「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」(別記5号)に「選挙運動用ビラ作成契約書」(様式任意)の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。</p> <p>立候補届出前に契約を締結した場合も、立候補届出後、直ちに届け出てください。又、契約に変更が生じた場合も同様です。</p> <p>提出後、「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(別記第8号)を発行します。</p> <p>※ 届出期間 8月29日から9月2日まで</p>
契約者への書類提出	<p>契約の届出書を提出した候補者は、契約者(ビラ作成業者)に対して「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(別記第8号)、「選挙運動用ビラ作成証明書」(別記第11号)に「請求書」(別記第14号)及び「請求内訳書」(別紙)を添えて提出してください。</p> <p>※届出期間：選挙終了後、直ちに提出してください。</p>
証紙の交付	選挙運動用ビラには証紙を貼らなければ頒布できません。立候補の届出の際に交付を受けてください。
公費負担の額	<p>1枚当たり限度額 7,73円 作成限度枚数 1,600枚</p> $\boxed{\text{公費負担の限度額}} = \boxed{\text{作成枚数と限度枚数のうち少ない方の枚数}} \times \boxed{\text{作成単価と限度額単価のうち少ない方の単価}}$
支払いの方法	<p>契約者(ビラ作成業者)は、選挙終了後、次に掲げる必要書類を添えて選挙管理委員会に提出してください。</p> <p>町が契約者に対して、直接指定口座に支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書(別記第14号) ○ 請求内訳書(別紙) ○ 選挙運動用ビラ作成証明書(別記第11号) ○ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書(別記第8号) <p>※ 請求期間 9月4日から9月18日まで</p>

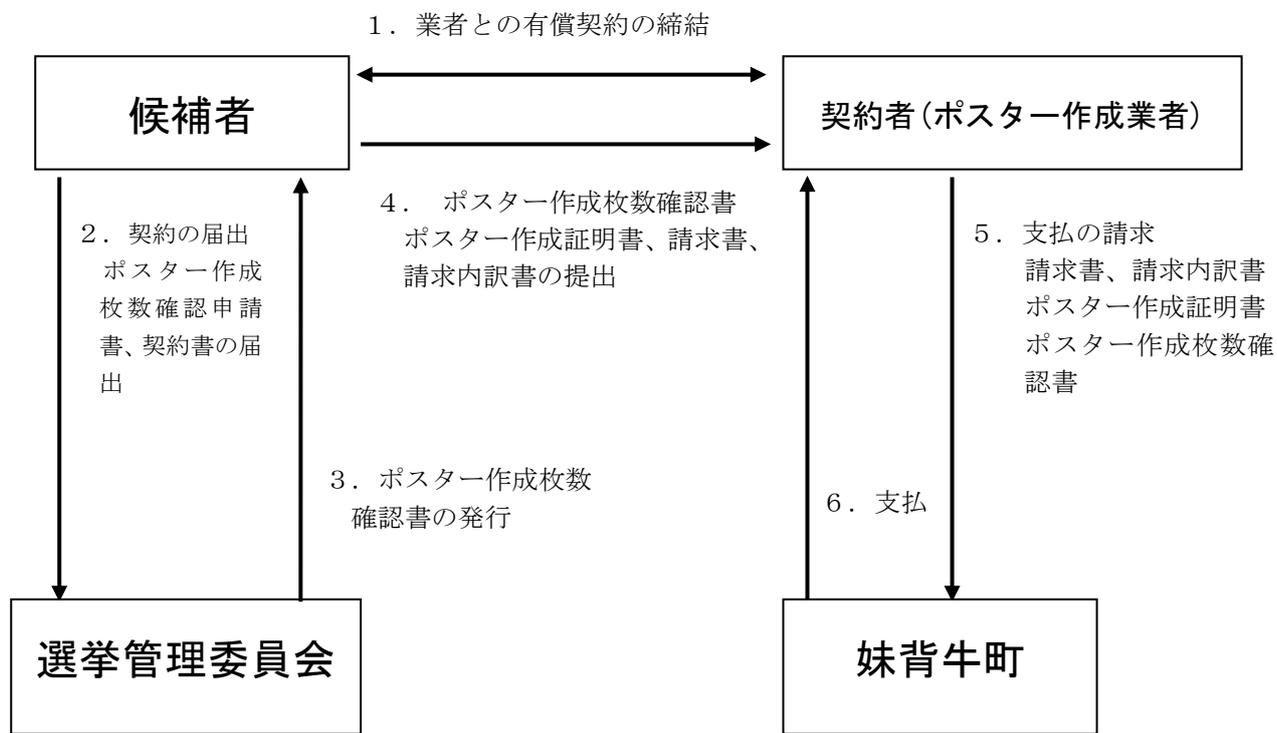
選挙運動用ビラ作成のフロー



5 選挙運動用ポスターの作成

項 目	内 容
契 約 の 締 結	選挙運動用ポスター作成業者とポスター作成の契約を締結していただきます。
契 約 届 出 書 等 の 提 出	<p>契約の締結をしたときは、「選挙運動用ポスター作成契約届出書」(別記第3号)と「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」(別記第6号)に「選挙運動用ポスター作成契約書」(様式任意)の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。</p> <p>立候補届出前に契約を締結した場合も、立候補届出後、直ちに届け出てください。又、契約に変更が生じた場合も同様です。</p> <p>提出後、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(別記第9号)を発行します。</p> <p>※ 届出期間 8月29日から9月2日まで</p>
契 約 者 へ の 書 類 提 出	<p>契約の届出書を提出した候補者は、契約者(ポスター作成業者)に対して「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(別記第9号)、「選挙運動用ポスター作成証明書」(別記第12号)に「請求書」(別記第15号)及び「請求書内訳書」(別紙)を添えて提出してください。</p> <p>※届出期間：選挙終了後、直ちに提出してください。</p>
公 費 負 担 の 額	<p>1枚当たり限度額 2,553円</p> <p>作成限度枚数 11枚(町内のポスター掲示場の数+予備2枚)</p> $\boxed{\text{公費負担の限度額}} = \boxed{\text{作成枚数と限度枚数のうち少ない方の枚数}} \times \boxed{\text{作成単価と限度額単価のうち少ない方の単価}}$ <p>例) 1枚当たり2,000円で50枚のポスターを作成した場合 2,000円×11枚=22,000円が公費負担の対象 ※2,000円×39枚=78,000円は候補者負担となります。</p>
支 払 い の 方 法	<p>契約者(ポスター作成業者)は、選挙終了後、次に掲げる必要書類を添えて選挙管理委員会に提出してください。</p> <p>町が契約者に対して、直接指定口座に支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書(別記15号) ○ 請求内訳書(別紙) ○ 選挙運動用ポスター作成証明書(別記第12号) ○ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第9号) <p>※ 請求期間 9月4日から9月18日まで</p>

選挙運動用ポスター作成のフロー



6 公営制度のQ&A

質 問	回 答
無投票の場合の公費負担の限度額は？	<p>(1) 選挙運動用自動車の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイヤー方式、レンタカー方式の自動車の借入れ及び運転手の雇用 →告示日1日分の金額 ・燃料の供給 →告示日1日の使用分 <p>(2) ポスター及びビラの作成費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票の有無にかかわらず、限度額、限度枚数の範囲内で作成費が公費負担の対象 <p>※(1)及び(2)ともに告示日までに契約が締結されたものに限りま</p>
公費負担額は収支報告に記載しなくてもよいか？	<p>選挙運動用自動車に関する費用は選挙運動費用とみなされないため、記載は不要。</p> <p>ポスター及びビラについては、選挙運動収支報告書に計上する必要があります。</p>
看板・スピーカーの取り付け代も公費負担の対象となるか？	対象とならない。
車両を選挙運動の前から借りていた。その期間も公費負担の対象となるか？	立候補の届け出日から選挙期日の前日までが公費負担の対象であり、選挙運動期間前に生じた費用は公費負担の対象外である。
選挙事務所の自動車に給油した場合、公費負担となるか？	選挙運動用自動車1台に給油した燃料のみが対象となる。
給油の際の留意点は？	<p>費用請求時に給油伝票の写しを添付する必要があることから、給油ごとに交付された給油伝票を保管しておく必要があります。</p> <p>給油伝票には①給油日、②給油量、③車両登録番号、④給油金額が記載されていなければならない。</p>
2人以上の方に運転手をお願いしているが公費負担となるか？	<p>公費負担の対象となるが、1日あたり1人に限る。</p> <p>例)午前中はAさん、午後はBさん →候補者が指定する一人のみが公費負担の対象。</p> <p>例)最初の3日間はAさん、残りの2日間はBさん →どちらも対象。</p> <p>ただし、Aさん、Bさんどちらも契約が必要です。</p>

